

おおた商い(AKINAI)・観光展 2009

出展マニュアル

2009年10月10日(土)11日(日)



財団法人
大田区産業振興協会

はじめに

この出展マニュアルは、「おおた商い観光展」の出展社ならびに、企画・装飾で出展各社に協力される関係各社に、出展の準備から会期終了後の搬出・撤去に至るまでの必要事項をまとめたマニュアルです。ご熟読の上、内容を十分にご理解いただき、当展示会が円滑に行われますよう皆様のご協力をお願いいたします。

目次

1	一般事項	・・・	2～3
2	スケジュール	・・・	4～6
3	展示・装飾	・・・	7～8
4	防火・防災	・・・	9～10
5	実演上の注意	・・・	11
6	各工事	・・・	12

担当窓口	窓 口	住 所	電話・FAX	担当
装飾・電気 レンタル備品	(株)昭栄美術	〒104-0045 中央区築地2-2-1-8F	TEL:03-3541-8897 FAX:03-3541-8901	小倉 小島
事務局	(財)大田区産業振興協会 施設サービスチーム	〒144-0035 大田区南蒲田一丁目20番20号	TEL:03-3733-6477 FAX:03-3733-6459	伊藤 藤澤

◆ 新型インフルエンザについて

- ・館内入口に消毒液設置
(特別記念講演会・特別セミナー会場のコンベンションホールにも消毒液設置)
- ・会期中はマスクを準備しております。
(防災センターで対応:内線2101)

◎ 新型インフルエンザ相談センター

大田区保健所 蒲田地域健康課 9:00～17:00 TEL:03-5713-1702
東京都新型インフルエンザセンター 夜間 TEL:0570-03-1203(ナビダイヤル)

1

一般事項

1.入退館時間

出展者の入館時間は9:00以降、退館は17:30までをお願いします。

9:00以前の入館または、17:30以降に会場に残られる場合は、事務局までご相談下さい。

2.出展者の控室(休憩所兼荷物置場)

出展者の控え室として、1階B会議室をご使用いただけます。

休憩、お食事などにご使用下さい。ただし、貴重品の管理はご自分でお願いします。

10月10日(土)午前中は、1階B会議室前ロビーにて来賓の受付を行う予定です。

3.会場内は禁煙

会場内は禁煙です。1階円形ドア出入口(屋外)に灰皿を設置してあります。

4.ゴミ等の処分

搬入出時及び会期中に発生するゴミの処理については、各出展者にて処分して下さい。

5.出展者証の着用

搬入出時及び会期中の会場内においては必ず、出展者証の着用をお願いします。

出展者証は会期が終わりましたら必ずご返却下さい。

6.食事について

産業プラザ内1階(軽食、喫茶)、ならびに4階レストランがございます。

ブース内でのお食事は、ご遠慮下さい。お食事は、出展社控室(1階B会議室)をご利用下さい。

7.案内状とポスターの発行(無料)

(1) 本展は、入場無料です。案内状を発行しますので、関係先への配布にご利用下さい。

(2) 本展のポスターを配布いたします。社内外への周知にご利用下さい。

8.出展者ガイドブック

事前にいただいたデータに従い、出展者ガイドブックを本展示会の案内書として作成し、来場者に配布します。

9.出展物の保護と管理

(1) 事務局は、最善の注意をもって会場の保全管理にあたります。

(2) 各社小間内の出展物の保護・管理については、出展者自身で行って下さい。

また、天災その他、不可抗力の原因により発生した事故(盗難、紛失、火災、損傷等)については、事務局はその損傷、賠償の責任を負いません。

(3) 出展者は、出展物の輸送及び展示期間中の保護について、必要に応じて各社で保険を掛けるなど、適切な対応を講じて下さい。

10.駐車場について

展示期間中は、出展者向け専用駐車場が、ございませんので、お車での来場はご遠慮下さい。尚、駐車場料金は30分までは無料、以降30分ごとに100円です。(車長6m未満)

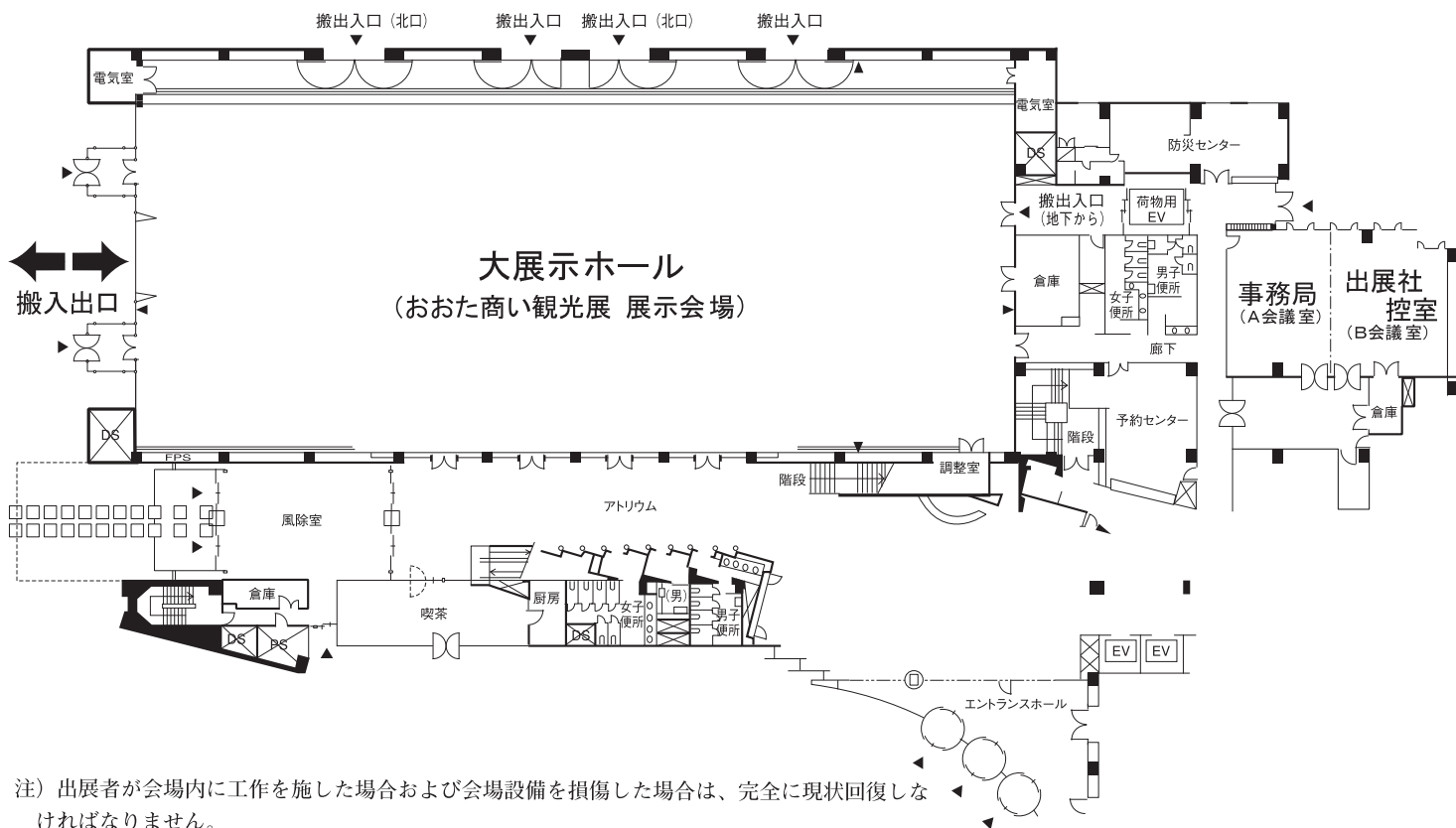
11.会場内の呼び出し

緊急の場合を除き、館内での呼び出しはいたしません。

会場周辺図



会場図



注) 出展者が会場内に工作を施した場合および会場設備を損傷した場合は、完全に現状回復しなければなりません。

回復が十分でなく、または期間内に回復が行われなため、事務局が代わってこれを実施したときは、その回復に要した費用は、当該出展企業の負担になります。

2. スケジュール

1. 全体スケジュール

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
10月7日(水)		事務局工事													
10月8日(木)		事務局工事							出展者搬入						
10月9日(金)		出展者搬入													
		大展示ホール内車両進入不可													
10月10日(土)	9:35～ オープニング セレモニー	展示会開催													
10月11日(日)		展示会開催									撤去・搬出				
		大展示ホール内車両進入不可													

2. 搬入方法

(1) あらかじめ事務局より配布した「搬入出車両証」に小間番号・出展者名をご記入の上、搬入車両はフロントガラスの見えるところに置いて、係員の指示に従って駐車して下さい。

(2) 展示品の搬入については下記の搬入時間をお願いします。

10月8日(木)15:00～17:00 10月9日(金)9:00～17:00

(3) 搬入出の日時をあらかじめ別冊の「出展物搬入・搬出許可申込書」にご記入の上、9月25日(金)迄にFAXにて事務局宛にご連絡下さい。

(4) 搬入物の開梱、梱包は自社の小間内で行って下さい。空き箱は、各出展者が責任をもってお持ち帰り願います。

(5) 車両による会場内の進入はできません。手運びまたは台車による搬入出となります。

車両による搬入時間は事務局で調整させていただきますので、ご希望に添えない場合もございます。

(6) 会場内では必ず出展者証の着用をお願いします。

(7) 機械の据付に際して、アンカーボルトの設置はできませんのでご注意下さい。

(8) 展示品の出荷から会期中を含め返送するまでの期間を通じ、不測の事故による損害を受けないよう、展示品の物損に対する保険の加入もご検討下さい。

(9) 海外からの展示品の取扱がある場合の対応については各出展者でご手配願います。

(10) 宅配業者等に委託する場合は、会場住所、展示会名、小間番号、出展者名、到着日を搬入物に明記して下さい。事務局では搬入物の保管は行いませんので、搬入物を受け取る際は必ず、自社小間内に駐在して下さい。

2-2 スケジュール

3. 搬出方法

搬出日は大変混雑いたしますので、事故等起こさぬよう係員の誘導に従って搬出を行って下さい。

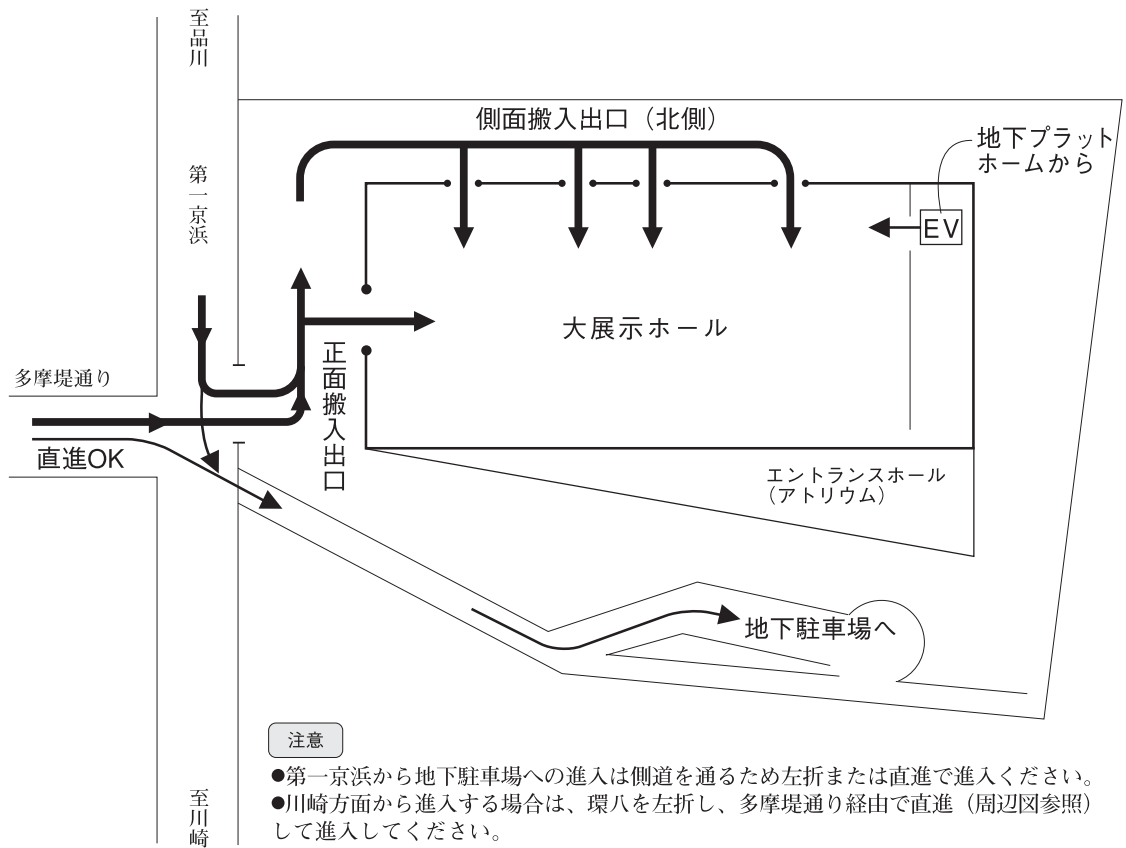
- (1)「搬入出車両証」を車のフロントガラスに置いて下さい。
あらかじめ事務局より配布した「搬入出車両証」に、小間番号、出展者名を明記の上、搬出車両は必ず同証を車のフロントガラスに置いて係員にわかるようにして下さい。
- (2)展示品の搬出については、搬出時間内をお願いします。
あらかじめ別冊の「出展物搬入・搬出許可申込書」にて事務局にご連絡いただき、必ずこの期日に作業を行うように手配して下さい。

搬出時間

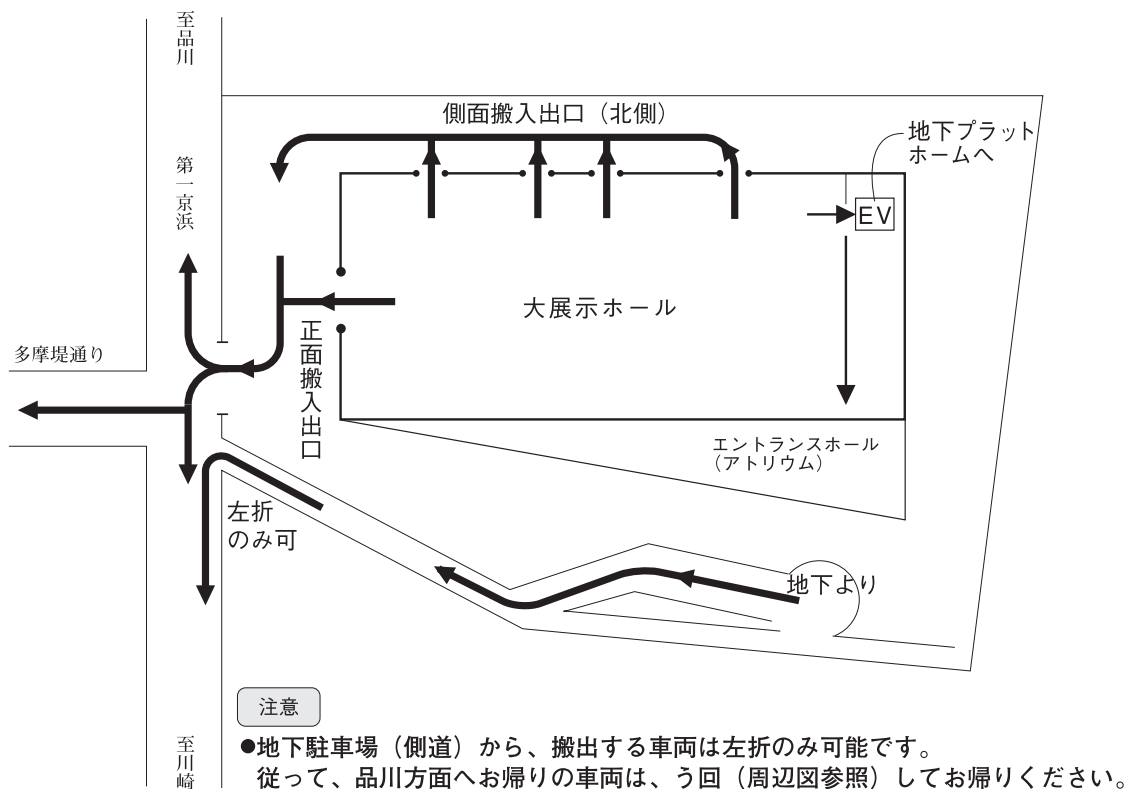
10月11日（日） 16:00～19:00

- (3)最終日(10月11日)16:00より17:00までは、送電停止及びエア、水道等の配管撤去を行います。
- (4)搬出時は盗難等の事故が起こりやすいため、貴重品などは各自で必ず保管して下さい。
搬出終了時まで、出展者は必ず立ち会って下さい。

搬入経路



搬出経路



3 -1 展示・装飾

1. 事務局で施工する装飾

パッケージブースをご用意いたします。(詳細は次ページ参照)

2. 二次装飾

パッケージブースの二次装飾は、出展者が業者を選定し施工して下さい。
システム壁面ですのでブース壁面への打ち付け、貼り込みはできません。

3. オプション備品

パッケージブース以外に備品等が必要な場合は、(別冊・レンタル備品申込書を参照)貸し出しを行います。
所定の申込書にて、「株式会社昭栄美術」(P1)まで、お申込下さい。

4. 装飾規定

(1) 装飾物の高さ

展示物の高さ制限を設けませんが、装飾物についての高さは会場床面から
2.4m以内に制限いたします。(特別な理由がある場合は、事前に協議いたします。)

(2) 全面壁の禁止

来場者の見通しを良好にし、会場全体を来場者が見やすいようにするため、
小間と通路の境に壁面等構造物を設置する場合は、構造物の寸法は小間寸法の
1/2以内とします。残る1/2は、見通しのきく構造(ガラス窓・パラペット・90cm以内の
壁面・棚等)として下さい。

(3) 天井及び屋根の禁止

スプリンクラー設備の散水障害となる天井張り(布によるものを含む)、屋根等を
設けることはできません。但し、出展物等の状況により特に一部天井及び屋根を
必要とする場合は、事前に蒲田消防署と協議を行って下さい。また、協議の結果
を事務局までご報告下さい。

(4) 装飾資材

展示会場は、消防法第8条の3により防災対象物品は防災性能を有するもの
を使用し、一定の基準の防災管理を行うことが義務づけられていますので、下記の
項目について万全を期して下さい。尚、防災対象物品が防災性能を有しないもの
を使用していた場合は、直ちに撤去していただきます。

1. 消防法により、展示合板、カーペット、カーテン類は防災性能を有し、防災ラベルが貼付されたもの以外は使用できません。
2. 展示合板、繊維板は厚さに関係なく、全て上記の防災合板を使用して下さい。
また、カーペットも全て上記の防災カーペットを使用して下さい。
3. 防災合板に厚い布、ひだのある紙類を装飾貼り付けする場合は、防災性能を有するものを使用して下さい。但し、うすい布紙を防災合板に全面密着して使用する場合は、差し支えありません。
4. カーテン、幕類、クロス、布紙、その他の装飾材料で可燃性のものを使用する場合は、すべて浸漬加工の防災処理済みのシールの付いたものを使用して下さい。
5. 発砲スチロールなどの石油化学製品(ウレタン、アセテート、ポリエステル、ナイロン、ホンコンフラワーなど)は使用できません。但し、スチロール等を切文字程度で来場者の手の届かない場所での使用は除外します。
6. 防災処理が出来ない布は使用できません。
布製品に対する防災処理は浸漬により行うため、アクリルやポリエステルが20%以上含まれているものは、防災二次加工が出来ません。
7. 特異な装飾材は、資料持参の上、事前に蒲田消防署の承認を受けて下さい。

3 -2 展示・装飾

小間仕様

6.25m²(間口2.5m×奥行2.5m×高さ2.4m)

- | | |
|------------------|------------------|
| ①システムパネル組み | ⑤パンチカーペット敷(防火仕様) |
| ②社名板(1800×200) | ⑥パイプ椅子(1脚) |
| ③パラペット | ⑦照明灯(1灯) |
| ④長机(1800×450/1台) | ⑧電源(100V・2口、15A) |
- ※1小間1500 Wまで電力供給



5.その他装飾施工上の注意事項

展示装飾の実施にあたっては、なるべく会場全体の見通しを保持し、全出展者の展示効果が向上するよう考慮の上、更に他社の迷惑にならないような展示・装飾を計画して下さい。

1. 主催者が施工する基礎装飾物の取り外しは出来ません。
2. 施工にあたっては、あらかじめ施工業者の工場で作形加工を行い、会場においては組立作業程度の最小限の作業にとどめて下さい。
3. 展示装飾および出展物等を、会場の天井、柱、壁等既存のものから吊り下げたり、もたせかけることは禁止します。または施工及び資材の運搬にあたり、会場及び電気・電話・水道等の設備を損傷しないように十分注意して下さい。万一損傷した場合は、原状回復の責任を負っていただきます。
4. 小間内床ジュータン類を敷く場合は、全てジュータン用などの両面テープをもって固定して下さい。ボンド等の接着剤の使用はできません。
5. 作業によって生じた屑、廃材は必ず持ち帰って下さい。
6. 電気・ガスなどによる溶接その他で火気を使用する場合は、あらかじめ事務局に届け出て承認を受けてから行い、作業中は、必ず消火器を手元に置いて下さい。
7. 会場内では必ず自社の小間内で作業を行い、通路または他の小間に資材を放置し作業する事を禁じます。
8. 消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常ベル、誘導灯等を装飾などにより隠ぺいしないで下さい。またその付近には使用の際に障害となる陳列、工作物、その他の物品を置かないで下さい。
9. 会期中に展示設備及び装飾の模様替えをすることは、原則としてできません。

6 規定の遵守

禁止事項に違反または不完全な装飾の場合には、工事の変更、中止または撤去を命ずることがありますので、計画・設計に際して十分ご注意下さい。主催者はこれによって生ずる損害、費用の増加、その他不測の事態については責任を負いません。

4-1 防火・防災

1. 禁止行為

大田区産業プラザにおいて、下記の行為は禁止されております。

(1) 喫煙

会場内での喫煙は禁止しております。喫煙は1階円形ドア出入口(屋外)の灰皿設置場所
でお願いします。

(2) 裸火の使用

1. 裸火とは、気体、液体、固体燃料を使用する火気器具等で、炎、火花を発生させるもの
または発熱部を外部に露出するものをいいます。
2. 電気を熱源とした器具で発熱部が赤熱して見えるもの(例:電気コンロ、電気ストーブ、
電熱器など。但し、発熱部が燃室、風道、庫内に面しているトースター、ホットプレート、
ヘアドライヤー、電気フライヤー、オーブンなどを除く)及び外部に露出した発熱部で
可燃物が触れた場合、瞬時に着火(表面温度400℃)する恐れのあるものは、裸火に
含まれます。

(3) 危険物品の持ち込み

1. 危険物(ガソリン、灯油、重油、作動油、印刷インク、機械内蔵油、洗浄油、動植物油等、
消防法で定める危険品)

■ 危険物品の種類(消防法で定める危険物)

[第1石油類(引火点21℃未満のもの)]

ガソリン・ベンジン・シンナー・アルコール類等

[第2石油類(引火点21℃～70℃未満のもの)]

灯油・軽油・洗浄油・テレピン油・アルコール等

[第3石油類(引火点70℃～200℃未満のもの)]

重油・マシン油・潤滑油等

[第4石油類(引火点200℃以上のもの)]

ギヤー油・シリンダー油・ダービン油・動植物油類

(不燃性容器に収納密栓され、貯蔵保管されているものは除く)

切削油については、水溶性を使用下さるようお願いします。

2. 指定可燃物(ラッカーパテ、パラフィン等消防法及び火災予防条例で定める指定可燃物)
3. 可燃性ガス(プロパン、アセチレン、水素など一般高圧ガス、保安規制で定める可燃性ガス)
4. マッチ
5. 火薬類
6. コンプレッサー(コンプレッサーに使用している内蔵潤滑油)

4 防火・防災

2. 禁止行為の解除条件

前述の行為で出展物実演のためやむを得ない必要最小限のものに限り、以下の承認要件をもって事前に申請し、蒲田消防署の承認を受けた後、会場内への持ち込み及び実演が可能となります。尚、解除承認申請をしないで、その行為を行っていた場合、直ちに使用を中止していただきます。

(1) 裸火の使用

1. 同一形式の火気器具は一点のみとする。
2. 気体燃料の消費量は、1機種につき5万キロカロリー/H以下とし、必ずガス漏れ警報機を設置する。
3. 固体燃料の消費量は、1日につき木炭15kg、練炭10kg、その他5kg以下とする。
4. 液体燃料(灯油等)を使用することはできません。
5. ローソク、キャンドルランプ、調理用固体アルコール燃料は、消防署で承認されません。
6. 裸火使用箇所の周囲は、不燃材で被覆すること。
7. 裸火使用箇所と危険物品、その他易燃性の可燃物とは水平距離5m以上離す。
8. 来場者にやけど等の危害を及ぼさないよう保護装置を設ける。
9. 火花を発生する場合は、床に敷物等を使用しない。
10. 火気使用器具は、容易に移動しないよう固定する。
11. 実演場所までのガス配管は、金属パイプを使用する。
12. 粉末消火器(消火能力2単位以上)を必ず揃え、かつ表示する。

(2) 危険物品の持ち込み

1. 非常口等の避難施設から水平距離6m(但し危険物の持ち込み量が多い場合は10m)以上離す。
2. 火気使用場所から水平距離5m以上離す(不燃材料で防火有効に遮断する等の安全装置を講じた場合を除く)
3. 実演に必要な最小限の量で1日の使用分のみとする。
4. 補給は、開場時間中に行わない。
5. 保管には、浸潤・揮発など引火、着火の危険がないように厳重な配慮をする。
6. 危険物、指定可燃物の煮沸行為における油重は80%以下とする。
7. 展示のみに持ち込む危険物容器は空き缶とする。
8. 接触、混合発火する恐れがある危険物は、同一場所では取り扱わない。
9. 空き缶、残油は必ず持ち帰り、小間内には置かない。
10. 可燃性蒸気の発生が著しい機器を使用する場合は、当該蒸気を屋外の安全場所に排出する設備を設ける。
11. 危険物を小間内に持ち込んだ場合は、必ず粉末消火器(消火能力2単位以上)を備え、かつ表示すること。(裸火用設置と兼用できる。)
12. 不燃性ガス(窒素ガス、フロンガス、ヘリウムガス、酸素ガス)を使用する為に高压ガスボンベを会場内に持ち込む場合は、下記の点にご注意下さい。
 - ・点検を常時行い、ガスの漏洩を防止すること。
 - ・ボンベの転倒防止装置を必ず施すこと。
 - ・実演用以外の使用は禁止します。

3. 禁止行為解除事前申請

上記2の各項要件を遵守することを条件に、禁止行為解除を申請される出展者は、9月25日(金)迄に別冊の「②危険物に関する申込書」で提出して下さい。

5 実演上の注意

1. 実演上の注意

- (1) 実演は安全であることを要します。実演によって発生するおそれのある人体または、財物は損傷、火災または危険防止について、出展者は万全の措置を講じ、責任者を常駐させて下さい。万一、事故が発生した場合は、すみやかに事務局へ報告すると共に、当該出展者は直ちに必要な措置をとり、その責任において解決して下さい。
- (2) 高周波電波は出す出展物の実演する場合は、電波障害を防止するよう留意して下さい。電波障害により他に影響を与える場合、実演を中止していただきますので十分ご注意下さい。
- (3) 実演による強度の音響、光線、熱気、じんあい、ガス、臭気、振動等を発生することが予想される場合は、あらかじめ予防措置を講じ、他に迷惑を及ぼさぬよう注意して下さい。
- (4) 拡声器、ビデオ、映写機等を使う場合の音量は、小間に面する通路の中央部及び、隣接・背接する小間との境界部分において70dB(A)以内とします。またスピーカーは自社小間内に向けて設置して下さい。

2. 部品の即売・配布

- (1) 会期中、小間内で出展物を即売することは可能とします。
- (2) 小間内で参観者にカタログ、商品見本、試作品、その他出展物に関する宣伝物を配布する場合は、みだりに配布して場内を汚さないように注意して下さい。出展自社小間内にてお願いします。

3. 終業点検

毎日の終業時には小間内の整理・整頓、電気スイッチ、給排水バルブの点検を確実にを行い、必要措置を講じてから帰館して下さい。

4. 実演の制限・中止

事務局は会場の管理・保全、秩序の維持ならびに公衆の安全のため、これらに支障をきたすと認められた実演については、出展者に対し必要な対策を要求し、対応していただけない場合には実演の制限または中止を命ずることがあります。

又、小間以外での呼び込みを禁止いたします。

1.給排水、エア

(1) 各種工事を必要とする出展者は、事務局にFAXまたは電話にてお申込下さい。
(所定の申込用紙はございません)

※大展示ホール屋外に共用の給排水設備(シンク・手洗い)を用意いたします。

(2) 給排水・配管工事費及び水道料金は出展者の負担となります。

(3) エアは原則的に集中配管とします。

但し、エアを必要とする出展者が少ない場合、コンプレッサーのレンタルに変更していただく場合があります。この場合は、別途ご連絡いたします。

2.電気

ブース内には蛍光灯(40W)1灯、コンセント2口(100V・15A)を用意してありますが、別途追加電気をご使用になる場合は、別冊の「⑤電力供給・電気備品追加申込書」にご記入の上、お申込下さい。

3.電話

(1) 小間内架設電話

電話回線の架設をご希望の場合は、事務局までお申し出下さい。また、工事に関しては直接NTT116へお申込下さい。尚、申込みは、9月25日(金)までをお願いします。

(2) インターネットの接続

小間内でのインターネットを利用する場合には、大展示ホール内のLAN回線を使用できます。ご希望の場合は、別冊の「インターネット接続申込書」にて事務局宛にお申込下さい。会期中の接続料は1回線につき8,400円(税込)です。費用は、会期中に会場にてお支払い下さい。